



# 第二期成年後見制度利用促進基本計画 が始まりました

対象期間：令和4年4月～令和9年3月（5年間）



地域共生社会の実現には総合的な権利擁護支援の充実を図る必要があること等を基本的な考え方としつつ、

- 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

の3点を目標として取組を進めることになっています。



家裁に期待される取組についても記載されています。

たとえば、



- ✓ 適切な後見人等の選任・交代の推進
- ✓ 適切な報酬の算定に向けた検討
- ✓ 権利擁護支援や意思決定支援に対する理解
- ✓ 地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の運用改善等に向けた関係機関との積極的な連携

詳しくは第二期  
計画を見てみよ  
う。



「家庭裁判所」、  
「市民後見人」など  
のキーワードで検索  
してみよう。

☆第二期計画やその概要は、ファミりんに掲載されています☆



☆厚労省の成年後見制度利用促進室が発行しているニュースレター第31号も参考になります☆

「掲載箇所」厚労省ウェブサイト⇒政策について⇒分野別の政策一覧⇒福祉・介護⇒生活保護・  
福祉一般⇒成年後見制度利用促進⇒成年後見制度利用促進ニュースレター

« U R L » [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html)



ファミりんに  
ログインしてから  
ここをクリック！